

## 佐賀県告示第 152 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等を変更する旨の届出があった。

令和 3 年 5 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称		所在地	変更年月日
医療法人社団敬愛会 クローバー訪問看護 ステーション	旧	佐賀市高木瀬町長瀬 1307 番地	平成 28 年 7 月 1 日
	新	佐賀市高木瀬町長瀬 1167 番地 2	
旧	医療法人池田歯 科医院	佐賀市新栄西一丁目 2 番 45 号	平成 29 年 6 月 16 日
新	池田歯科・こども 歯科医院		
旧	医療法人永江内 科小児科医院	佐賀市開成一丁目 4 番 2 号	平成 30 年 12 月 26 日
新	ながえ内科クリ ニック		
指定訪問看護えのか 佐賀南 S C	旧	佐賀市川副町大字南里 字野々古賀 702 番地 11	平成 31 年 1 月 1 日
	新	佐賀市川副町大字鹿江 221 番地 5 の 2	